【三重県】

売買参加者の新規参入の促進や既存事業者の負担軽減のための実務的なルールや商慣行等の見直しに向けた検討等の状況

(令和7年2月現在)

地方卸売市場名	売買参加者の新規参入ルール(関係規程)	実態調査結果を踏まえた改善等の検討等の状況		
		事項	状態	詳細
北勢地方卸売市場	北勢公設卸売市場株式会社業務規則	1	①調査対象外	
		2	①調査対象外	
		3	④改善対応中	買受人の承認要領に規定されている買受人組合への加入が必須となっている実態を廃 止することで開設者内で決定。今後業界内の調整を実施
		4	①調査対象外	
三重県地方卸売市場	三重県地方卸売市場条例	1	①調査対象外	
	三重県地方卸売市場条例施行規則	2	①調査対象外	
		3	④改善対応中	代払組合への加入を必須とする施行規則の該当箇所削除に向け調整中
		4	①調査対象外	

〈事項〉

- 1 売買参加者の新規参入ルールを定めている場合、新規の取引参加者の参入を促す観点から、新規参入希望者が容易に閲覧できるよう開設者がそのホームページやその他の方法により公表することが望ましいこと。
- 2 売買参加者の新規参入の承認等について、新規の取引参加者の参入を促す観点を含め権限を有する開設者が行うよう改善を行うこと。
- 3 売買参加者の新規参入ルールについて、明文化されているか否かにかかわらず、「申請者は、あらかじめ当該市場の買参人組合等の承認(又は推薦)を受けなければならない」及び 「申請者は、当該市場の買参人組合(代払制度)に加入しなければならない」のようなルールは、新規の取引参加者の参入を促す観点及びその承認等の判断は権限を有する開設者が行うという観点から改善を行うこと。 なお、「申請者が、一定の業務資金を有していない場合、代払制度に加入すること」といったルールは問題ないものの設定する際は、新規の取引参加者の参入を促す観点から、明文化することが望ましいこと。 売買参加者の新規参入の承認等を判断する際の与信審査については、取引年数等のみで判断せず、申請者の財務状況の情報等をもとに公平な審査を行うこと。
- 4 売買参加者の新規参入ルールについて、権限を有しない開設者以外が定めるルールには本来、効力がないため、当該ルールは廃止するよう改善を行うこと。